

「神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づくぼい捨て防止重点区域の指定について（「三宮北地区」、「北野・山本地区」の拡充）

1. 趣旨

ぼい捨て防止重点区域は、ターミナル駅などの多数の人が集まり、区域外への波及効果が期待できる区域であることや、継続的かつ熱心な美化活動に取り組もうとしている区域であることを要件に指定している。

このたび、美化活動に対するさらなる意識向上や周辺エリアへの波及効果を期待して、「三宮北地区」及び「北野・山本地区」の指定エリアを拡充し、神戸の中心部一帯をぼい捨て防止重点区域に指定することにより、一層の美しいまちづくりを推進する。

2. 指定（拡充）区域の概要

（1）三宮北地区周辺

①指定区域の範囲（別図のとおり）

中央区加納町3～4丁目の一部、布引町2～4丁目の一部、中山手通1～4丁目の一部、下山手通1～4丁目の一部、北長狭通2～4丁目の一部

②指定区域の特色

- ・JR三ノ宮・阪急神戸三宮駅からJR元町駅の北側地区は、商店や飲食店などが立ち並び、国内外から多くの観光客が訪れる神戸を代表する地区となっている。
- ・その一方で、繁華街を有する特性上、ぼい捨てや不法投棄など、ごみに対する課題が多く、行政・事業者・住民が一体となって対策を講じる必要がある。
- ・当該区域では「三宮北部地域の安全・安心なまち推進協議会」や「トアロード地区まちづくり協議会」において、包括的なクリーンキャンペーンを展開し、まちの美化活動に取り組まれている。

（2）北野・山本地区周辺

①指定区域の範囲（別図のとおり）

中央区中山手通1～4丁目の一部、加納町2～3丁目の一部、布引町3丁目の一部

②指定区域の特色

- ・神戸北野異人館街へと通じることから、国内外から多くの観光客が訪れる神戸を代表する地区となっている。
- ・「トアロード地区まちづくり協議会」や「北野婦人会」等も、定期的に清掃活動を行うなど、まちの美化活動に熱心に取り組まれており、今後も地域団体などによるさらなる取り組みが見込まれる。

3. 指定予定日

令和6年（2024年）6月1日

(別図)



重点区域 (今回追加指定エリア)

重点区域 (既存指定エリア)

(参考) 既存指定エリア全体図



重点区域

